

核兵器禁止条約の発効に伴い、我が国の条約署名・
批准の実現を求める意見書

2017年7月に核兵器禁止条約が国連で採択され、以降国連創立記念日の2020年10月24日に条約の批准国は50カ国を超え、2021年1月22日に「核兵器禁止条約」が発効された。

条約では、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとして、開発、生産、実験、製造、取得、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止している。また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示すと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の切なる願いに応える内容となっている。

広島と長崎で被爆し命を落としたその重みを受止め、被爆者の思いに応える時期に来たと考える。

一方で、条約には核保有国等が参加していないことから、その実効性が疑問視されており、核軍縮に逆行する国際情勢の流れもある。

こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器禁止条約の発効に伴い、核保有国と批准国の橋渡しとなり、核兵器のない平和な世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められている。

よって、国においては、核保有国を含め核兵器禁止条約署名・批准の実現に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

岐阜県可児市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣